

高額介護合算療養費の支給申請が今年もはじまりました

平成20年4月から、医療保険と介護保険の自己負担額の合算額が著しく高額になる場合、その負担を軽減するために、「高額介護合算療養費制度」が設けられています。

この制度は、各医療保険の世帯ごとに平成23年8月1日から平成24年7月31日（基準日）までの1年間で、医療保険と介護保険の自己負担分の合算額が下表の限度額を超えている場合に支給されるものです。（医療分は高額療養費の計算対象になったものがこの制度でも対象となります）

● 1年間の自己負担限度額 ●

加入保険・年齢		後期高齢者医療 +介護保険 75歳以上	国民健康保険 +介護保険 70～74歳	国民健康保険 +介護保険 70歳未満
所得区分 上位所得者 現役並み所得者		67万円	67万円	126万円
一般		56万円	56万円	67万円
住民税 非課税	低所得者Ⅱ	31万円	31万円	34万円
	低所得者Ⅰ	19万円	19万円	

※所得区分は、高額療養費の所得区分（平成24年7月31日時点）と同じです。
ただし、その超えた額が500円未満の場合は支給されません。

♡ 多久市国民健康保険（または佐賀県後期高齢者医療制度）加入の方

多久市の国民健康保険（または佐賀県後期高齢者医療）加入の方で佐賀中部広域連合の介護保険に加入されている方は、支給対象となった場合は多久市（または佐賀県後期高齢者医療広域連合）から通知を送付します。通知が来ていない場合でも、支給対象となる場合がありますのでお問い合わせください。

■お問い合わせ 多久市役所 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159
佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎64-8476

♡ 他の医療保険（協会けんぽ・健保組合・共済等の職場の保険）加入の方

加入されている医療保険者への申請となります。詳しい申請方法等は、基準日（7月31日）に加入している各医療保険者にお問合せください。その際に介護保険の「自己負担額証明書」が必要ですので、まず「自己負担額証明書」の交付申請を行ってください。「自己負担額証明書」は、発行までに約1か月かかります。

♡ 介護保険の自己負担額証明書の申請先

佐賀中部広域連合および多久市福祉課の窓口または、郵送で申請書を受け付けています。

■お問い合わせ ☎840-0831 佐賀市松原四丁目2番28号
佐賀中部広域連合 給付課 ☎40-1134

任意整理・過払金返還請求!

消費者金融等と約10年以上の取引がある方
消費者金融等の借金を完済した方は

完済した方は自己負担金ゼロ!
取り戻した過払金の中から20～25%をいただくのみです。

西九州総合法律事務所
佐賀県弁護士会所属
弁護士 福田 大志 弁護士 行武 謙一

相談無料

秘密厳守

詳しくはホームページを検索!

西九州総合 検索
<http://nishi9kabarai.com/>

西九州総合法律事務所 広告

裁判所 ● 日本生命 ● 平山 ● ホテル京屋
税務署 ● 建村店 ● 山一カメラ ● サイクル ● 至/武雄温泉駅
至有田 ● ミニストップ ● 武雄市役所
武雄署 ● 庄屋 ● ホームセンター ● 至佐賀
モスバーガー ● 至熨野

要電話予約
☎0954-27-8056
受付/（月～金）9:00～12:00 13:00～18:00
佐賀県武雄市武雄町大字武雄5650-26